



2015年6月3日

各 位

会 社 名 日清食品ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長・CEO 安藤 宏基
(コード番号 2897 東証第1部)
問合せ先 執行役員・CHO 上村 成彦
電 話 (03)3205-5111(代表)

当社執行役員及び従業員並びに子会社取締役に対する株式報酬型ストック・オプション
(新株予約権)の内容変更に関するお知らせ

当社は、2008年9月4日開催の取締役会において、当社執行役員及び従業員並びに子会社取締役に対して株式報酬型ストック・オプションとして当社の新株予約権を付与することを決定し、同日付け「株式報酬型ストック・オプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ」により公表しておりますが、2015年6月3日開催の当社取締役会において、下記のとおり、2015年7月1日以降に割り当てる新株予約権については一部内容を変更することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 割り当てる新株予約権の内容を変更する理由

当社は、2008年から当社の取締役、執行役員及び従業員並びに子会社取締役に対する報酬制度に関し、株式報酬型ストック・オプション(日清食品ホールディングス株式会社の新株予約権の割り当て)を導入しておりますが、日清食品グループの一員として、報酬と業績との連動性を更に高め、日清食品ホールディングス株式会社の株価の上昇、下落によるリターン・リスクを日清食品ホールディングス株式会社の株主の皆様と共有し、中長期的に業績向上と日清食品グループ全体の企業価値増大への意欲を更に高めることを目的に、2015年7月1日以降割り当てる新株予約権の内容を従来割り当てていた新株予約権の内容から一部変更いたします。

2. 変更内容

変更後	変更前
(1)新株予約権割り当ての対象者 当社取締役会において決定する、2008年10月1日以降の日清食品ホールディングス株式会社(以下、当社という)の執行役員及び従業員並びに子会社の常勤取締役とする。 (但し、当社の取締役として、別途ストックオプションを付与される対象者は、対象外とす	(1)新株予約権割り当ての対象者 2008年10月1日以降の日清食品ホールディングス(株)以下、当社という)の執行役員及び従業員(海外総代表)並びに子会社(事業会社6社:日清食品、日清食品チルド、日清食品冷凍、明星食品、日清シスコ、日清ヨーク)の常勤取締役とする。

る)	(但し、当社の取締役として、別途ストックオプションを付与される対象者は、対象外とする)
<p>(2)新株予約権の総数及び新株予約権の目的となる株式の数</p> <p>③新株予約権の個数 各事業年度に発行する新株予約権の個数は、<u>当社執行役員及び従業員並びに子会社取締役全体で3億円を、新株予約権を割り当てる日の株価、一定の基準により算出された株価変動率および新株予約権の行使可能期間等の諸条件を織り込んだブラック・ショールズ・モデルに基づき算出される新株予約権1個当たりの公正価額をもって除して得られた数(整数未満の端数は切捨て)</u>を限度とする。但し、<u>当社子会社常勤取締役については、各子会社が決定するそれぞれの取締役の報酬総額を、上記公正価額をもって除して得られた数(整数未満の端数は切捨て)を超えないものとする。</u></p>	<p>(2)新株予約権の総数及び新株予約権の目的となる株式の数</p> <p>③新株予約権の個数 各事業年度に発行する新株予約権の個数は、5万個を限度とする。</p>

3. 割り当てる新株予約権の内容

(1)新株予約権割り当ての対象者

当社取締役会において決定する、2008年10月1日以降の日清食品ホールディングス株式会社(以下、当社という)の執行役員及び従業員並びに子会社の常勤取締役とする。

(但し、当社の取締役として、別途ストック・オプションを付与される対象者は、対象外とする)

(2)新株予約権の総数及び新株予約権の目的となる株式の数

①新株予約権の目的である株式の種類

当社普通株式とする。

②新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個当たり当社普通株式1株とする。

なお、当社が株式の分割(当社普通株式の無償割当てを含む。)又は株式の併合を行う場合等、新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で調整することができる。

③新株予約権の個数

各事業年度に発行する新株予約権の個数は、当社執行役員及び従業員並びに子会社取締役全他全体で3億円を、新株予約権を割り当てる日の株価、一定の基準により算出された株価変動率および新株予約権の行使可能期間等の諸条件を織り込んだブラック・ショールズ・モデルに基づき算出される新株予約権1個当たりの公正価額をもって除して得られた数(整数未満の端数は切捨て)を限度とする。但し、当社子会社常勤取締役については、各子会社が決定するそれぞれの取締役の報酬総額を、上記公正価額をもって除して得られた数(整数未満の端数は切捨て)を超えないものとする。

(3)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その1株あたりの価額は1円として、これに新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から 40 年を経過する日までとする。

(5) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、当社及びその全ての子会社における取締役及び従業員の地位を全て喪失した日の翌日以降 10 日間に限り、新株予約権を行使することができる。

② 新株予約権の一部行使はできないものとする。

③ その他の新株予約権の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(7) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

(注) 上記変更内容は、2015 年 7 月 1 日より適用、実施いたします。

以上

この資料は、次の記者クラブに配布します。

兜倶楽部(東証)、大阪証券記者クラブ(大証)